

地方独立行政法人府中市病院機構職員給与規程

	平成24年	4月	1日
改正	平成27年	4月	1日
改正	平成28年	3月22日	
改正	平成28年	4月	1日
改正	平成29年	4月	1日
改正	平成30年	4月	1日
改正	平成31年	4月	1日
改正	令和2年	4月	1日
改正	令和2年	6月	1日
改正	令和5年	4月	1日
改正	令和5年	9月	1日
改正	令和6年	4月	1日

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人府中市病院機構職員就業規則(以下「就業規則」という。)に基づき、職員(臨時職員及び再雇用職員を除く。)の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、給料並びに家族手当、通勤手当、住宅手当、別居手当、特殊勤務手当、医師確保手当、連携協力手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、役職手当、初任給調整手当及び賞与とする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第3条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合における勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、特殊勤務手当(臨時的に支払われるものを除く。以下この条において同じ。)、医師確保手当、役職手当及び初任給調整手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を1年度に係る勤務時間(その年度の総日数から地方独立行政法人府中市病院機構職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「勤務時間等規程」という。)に規定する週休日及び休日を除いた日数に係る勤務時間を基礎として、理事長が定める勤務時間をいう。)で除して得た額とする。ただし、給与の減額を行う場合及び理事長が別に定める場合における勤務1時間当たりの給与額の算出には、特殊勤務手当の額は参入しないものとする。

(給与の減額)

第4条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当

たりの給与額を減額した給与を支給する。

- 2 職員が正規の勤務時間中勤務しないことにつき理事長の承認があった場合でも、事情によっては理事長が定める基準により、給与額を減額することができる。
- 3 前2項の規定により減額すべき給与額は、その給与期間の分の給料に対応する額を、それぞれその次の給与期間以降の給料から差し引くものとする。ただし、退職、休職等の場合において、減額すべき給与額が給料から差し引くことができないときは、この規程に基づくその他の未支給の給与から差し引くものとする。

(端数計算)

第5条 第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときにこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときにこれを1円に切り上げるものとする。

- 2 給料を減額する場合の基礎となる時間数並びに時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の月額を支給の基礎となる勤務時間数は、その月におけるそれぞれの時間数(時間外勤務手当のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとにそれぞれ集計した時間数)の合計によるものとし、当該時間数の合計に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。

(控除)

第6条 この規程に基づく給与は、法律により特に認められた場合を除き、現金で支給しなければならない。ただし、労使協定に基づき決定したものについては、毎月支給する給与から控除することができる。

- 2 給与は、労使協定に基づき、口座振替の方法により支払うことができる。

(給料)

第7条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、家族手当、通勤手当、住宅手当、別居手当、特殊勤務手当、医師確保手当、連携協力手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、役職手当、初任給調整手当及び賞与を除いた額とする。

(給料表)

第8条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 事務職給料表(別表第1)
- (2) 医療職給料表(一)(別表第2)
- (3) 医療職給料表(二)(別表第3)
- (4) 医療職給料表(三)(別表第4)
- (5) 福祉職給料表(別表第5)

- 2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職

務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務内容は、別表第6に定める級別標準職務表のとおりとする。

- 3 理事長は、すべての職員の職を前項の基準に従い第1項の給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、同項の給料表により職員に給料を支給しなければならない。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第9条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、理事長が定める基準に従い決定する。

- 2 職員を昇格（職員の職務の級を同一給料表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させるには、昇格させようとする職務の級に適すると認められる場合に限るものとする。

- 3 職員の昇給は、毎年4月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として理事長が定める基準に従い決定するものとする。

- 5 55歳を超える職員（医療職給料表（一）の適用を受ける職員については57歳を超える職員）を当該年齢に達した日の翌日以後の最初の4月1日以後に昇給させる場合における前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。

- 6 職員が属する職務の級の最高号給に達したときは、同一の職務の級にある間は昇給しない。ただし、理事長が特に認めた場合は、その職員の属する職務の級の最高号給を超えて昇給させることができる。

- 7 前項ただし書の場合において、最高号給を超える号給及びその額の設定については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 最高号給を超える最初の号給の額は、最高号給に、最高号給とその1号給下位の号給との間差額（以下「最終間差額」という。）を加えた額とする。

(2) 前号を超える号給の額は、それぞれその1号下位の号給に最終間差額を加えた額とする。

- 8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

- 9 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(給料の支給方法)

第10条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から末日までとする。ただし、特に必要がある場合には、月の期間の間において給与期間を短縮することができる。

- 2 給料の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が休日（国民の祝日に関

する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日（以下同じ。）又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日又は日曜日若しくは土曜日でない日に支給する。

3 特別の事情があるときは、前項の規定にかかわらず、その月内において支給日を変更し、又は2回以上に分割して支給することができる。

第11条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によつて計算する。

（給料の日割計算）

第12条 職員が、給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。

(1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合

(2) 公益的法人等への府中市職員の派遣等に関する条例（平成14年府中市条例第1号）に基づき府中市から派遣され、又は派遣後府中市に復帰した場合

(3) 育児休業を始め、又は育児休業の終了により復職した場合

(4) 停職にされ、又は停職の終了により復職した場合

(5) 前各号に定めるもののほか、理事長が特に必要と認める場合

（家族手当）

第13条 家族手当は、扶養親族のあるすべての職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは次に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 60歳以上の父母及び祖父母

(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 心身に著しい障害がある者

3 家族手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあつてはそのうち1人については11,000円）とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における家族手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間のある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 第2項に規定する扶養親族の認定について必要な事項は、理事長が別に定める。
- 第14条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を理事長に届け出なければならない。
- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合
 - (3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合
 - (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合
- 2 家族手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、家族手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、家族手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、家族手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 3 家族手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、家族手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、家族手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときはその日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、家族手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における家族手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないも

のが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る家族手当の支給額の改定を除く。)及び家族手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る家族手当の支給額の改定について準用する。

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用し、かつ、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）別表第2に掲げる程度の身体障害のため、歩行することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
 - (2) 通勤のため自動車その他の交通用具で理事長が別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することが常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び前号の規定に該当する職員を除く。）
- 2 前項第1号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。
- 3 第1項第2号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、次の表の各号の区分に従い当該各号に定める額とする

通勤距離	自動車等
1 片道2キロメートル以上5キロメートル未満のもの	2,000円
2 片道5キロメートル以上10キロメートル未満のもの	4,200円
3 片道10キロメートル以上15キロメートル未満のもの	7,100円

ル未満のもの	
4 片道15キロメートル以上20キロメートル未満のもの	10,000円
5 片道20キロメートル以上25キロメートル未満のもの	12,900円
6 片道25キロメートル以上30キロメートル未満のもの	15,800円
7 片道30キロメートル以上35キロメートル未満のもの	18,700円
8 片道35キロメートル以上40キロメートル未満のもの	21,600円
9 片道40キロメートル以上45キロメートル未満のもの	24,400円
10 片道45キロメートル以上50キロメートル未満のもの	26,200円
11 片道50キロメートル以上55キロメートル未満のもの	28,000円
12 片道55キロメートル以上60キロメートル未満のもの	29,800円
13 片道60キロメートル以上	31,600円

- 4 通勤のため交通機関等を利用することを常例とする職員で、住居又は勤務場所から交通機関を利用するまでの間の距離が片道2キロメートル以上であるものには、第2項に規定する額に、前項の表各号に掲げる区分に従い当該各号に定める額を加算して支給する。この場合において前項の表中「通勤距離」とあるのは、「住居又は勤務場所から交通機関を利用するまでの間の距離」と読み替えるものとする。
- 5 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の理事長が別に定める日に支給する。
- 6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他特別な事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1か月を単位として理事長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1月）をいう。
- 8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改訂その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
(住宅手当)

第16条 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次項において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（有料の職員用宿舎を貸与され、それに対する使用料を支払っている職員その他理事長が別に定める職員を除く。）には、その家賃の額に応じ、次表に定めるとおり住宅手当を支給する。

家賃月額	住宅手当支給額
12,000円以下	支給なし
12,000円を超え15,000円以下	3,000円
15,000円を超え23,000円以下	家賃－12,000円
23,000円を超え55,000円以下	(家賃－23,000円)÷2(100円未満切捨て)+11,000円
55,000円を超える	27,000円

- 2 次条の規定により別居手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（有料の職員用宿舎その他理事長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのもとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるものについては、前項の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の月額の住宅手当を支給する。
- 3 第1項に規定する職員のうち前項に規定する職員でもあるものについては、第1項の規定により支給される住宅手当及び前項の規定により支給される住宅手当の合計額を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、住宅手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（別居手当）

第17条 別居手当は、次の各号のいずれにも該当する職員に支給する。

- (1) 住居の移転に伴い、同居していた配偶者と別居することとなった場合（ただし、父母の疾病その他やむを得ない事情による別居に限る。）
- (2) 通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして前項の別居を行わなければ通勤が困難である場合

- 2 別居手当の月額は、20,000円（理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、18,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算し

た額)とする。

- 3 前2項に規定するもののほか、別居手当の支給の調整に関する事項その他別居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特殊勤務手当)

第18条 特殊勤務手当は、職員が特殊な勤務に従事する場合において、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員に対して支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、地方独立行政法人府中市病院機構職員特殊勤務手当規程で定める。

(医師確保手当)

第19条 病院に勤務する医師に対し、病院への貢献度、医療技術等を勘案し、月額350,000円を限度として医師確保手当を支給することができる。

- 2 医師確保手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(連携協力手当)

第20条 病院に勤務する医師で法人が運営する他の病院で行う診療、手術等に協力した者に対して、月額20,000円を支給する。

- 2 病院に勤務する医師以外の職員で法人が運営する他の病院で連携協力により業務に従事した者に対して、月額1,600円を支給する。

(時間外勤務手当)

第21条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。)における勤務

100分の125

- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全期間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 3 勤務時間等規程第9条第1項に規定する時間外勤務代替休暇を指定された場合

において、当該時間外勤務代替休暇に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代替休暇の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

（休日勤務手当）

第22条 職員には正規の勤務日が休日に当たっても、正規の給与を支給する。

2 休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

3 前2項の休日は、次に掲げるものとする。ただし、第1号に規定する休日にあつて、当該休日に代わる日として第2号に規定する休日を指定した場合は、この限りでない。

(1) 勤務時間等規程第7条に規定する休日（勤務時間等規程第3条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつて、当該休日と同規程第6条の規定に基づく週休日に当たるときは、週休日に当たる祝日法第3条に規定する休日の直後の正規の勤務日

(2) 勤務時間等規程第8条の規定により代休日を指定されて、同規程第7条に規定する休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日（以下「休日の代休日」という。）

（夜間勤務手当）

第23条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

2 夜間勤務手当は、休憩時間及び睡眠時間を除いた実働時間に対して支給する。

（宿日直手当）

第24条 宿日直手当は、職員が任命権者の命により宿日直勤務に服した場合において、その勤務回数に応じてこれを支給する。

2 前項の宿日直手当の額は、その勤務1回につき次の区分による額以内とする。

区分		金額
医師	宿直及び日直	18,200円

	宿直及び日直 (週休日又は祝日法による休日等 若しくは年末年始の休日等に勤務 した場合)	20,000 円
その他の職員	宿直及び日直	6,100 円

備考

- 1 勤務時間が5時間未満の場合は、それぞれの区分の金額について半額とする。
- 2 宿日直手当の額が同種の職にある者に対して支給される労働基準法（昭和22年法律第49号）第37条の割増賃金の基礎となる賃金の1人1日平均額の3分の1を下回る場合は、当該3分の1の金額とする。
- 3 住込勤務その他連続して宿日直勤務に服する場合の宿日直手当の額は、前各項の規定にかかわらず、予算の範囲内において月額を定めて支給する。
- 4 第1項の勤務は、第21条、第22条第2項及び第23条第1項の勤務には含まれないものとする。ただし、災害の発生その他により第1項の勤務以外の勤務に服すべきことを命じた場合は、この限りでない。

(役職手当)

第25条 職員のうち別表第7に掲げる職員の職に対し、その職務の特殊性に基づき同表に掲げる額を役職手当として支給する。

- 2 前項に定める役職手当は、職員がその職にある期間に限り支給する。ただし、月の1日から末日までの全日数にわたって勤務しなかった場合（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかった場合を除く。）は、その月の役職手当は支給しない。
- 3 前2項に定めるもののほか、役職手当の支給については、理事長が別に定める。

(初任給調整手当)

第26条 新たに職員として採用する者で、必要のあるものに対し、初任給の調整額として、初任給調整手当を支給することができる。

- 2 初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(賞与)

第27条 賞与は、法人の業績が特に良好と認められる場合に、理事長が定める基準日に在職する職員（理事長が定める職員を除く。）に対し支給する。

- 2 賞与の支給基準、支給額、支給日その他支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(手当の支給方法)

第28条 家族手当、通勤手当、住宅手当、別居手当、特殊勤務手当（臨時的に支

払われるものを除く。)、医師確保手当、役職手当及び初任給調整手当は、当月分を当月に支給する。

- 2 特殊勤務手当（臨時的に支払われるもの）、連携協力手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当は、当月分を翌月に支給する。
- 3 手当の支給日までに手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、前2項の規定にかかわらず、その日後に支給することができる。
- 4 手当は、他に特別の定めがあるものを除くほか、第10条に規定する給料の支給方法に準じて支給する。

（休職者の給与）

第29条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中その者に給与の全額を支給することができる。

2 職員が結核性疾患にかかり、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまではその者に給料、家族手当、住宅手当及び賞与のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その期間が満1年に達するまではその者に給料、家族手当、住宅手当及び賞与のそれぞれ100分の80以内を支給することができる。

4 職員が就業規則第15条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者に給料、家族手当、住宅手当及び賞与のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

（給料等の訂正）

第30条 職員の届出の遅れ等により過払いが生じた場合は、原因の発生日まで遡って是正する。ただし、職員に瑕疵がなく、給料等の決定段階で誤りがあった場合で、理事長の承認を得たときは、その訂正を将来に向かって行うことができる。

（補則）

第31条 この規程の規定により難い職員の給与については、理事長が別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（法人移行職員に係る給与の決定）

- 2 施行日において、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第59条第2項の規定の適用を受けた職員(以下「法人移行職員」という。)に適用する給料表の職務の級及び号給は、法人移行職員が施行日の前日に受けていた給料表の職務の級及び号給に相当する職務の級及び号給又はその1号上位の号給とする。
- 3 施行日以後最初に行われる法人移行職員に対する昇給、昇格及び降格に係る規定の適用に当たっては、施行日の前日までの府中市職員としての在職期間、勤務成績等を、法人職員としての在職期間、勤務成績等とみなす。
- 4 前2項の規定にかかわらず、他の職員との均衡上必要があると認められる法人移行職員については、理事長の承認を得てその者の給料を調整することができる。
- 5 施行日前に府中市において行われた法人移行職員の扶養手当、通勤手当及び住居手当に係る認定については、法人において行った家族手当、通勤手当及び住宅手当とみなす。
- 6 平成24年4月に支給される特殊勤務手当(臨時的に支払われるもの)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当の額の算定に当たっては、平成24年3月の府中市職員としての勤務実績を、法人職員としての勤務実績とみなす。

(派遣等職員の給与)

- 7 公益的法人等への府中市職員の派遣等に関する条例に基づき、府中市から法人に派遣された職員の給与については、この規程の規定により算定した額を法人が支給する。ただし、府中市一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年府中市条例第16号)その他府中市の関係例規及び通知等の定めるところにより算定した額を下回るときは、その差額を法人が支給する。

(出向職員の給与)

- 8 広島県厚生農業協同組合連合会(以下この項において「厚生連」という。)と法人との契約に基づき、厚生連から法人に出向する職員の給与については、別に定める。

附 則(平成27年3月24日理事会議決)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
(給料の切替えに伴う経過措置)

- 2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(切替日以後、新たに再任用職員となる職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

附 則(平成28年3月22日理事会議決)

(施行期日)

この規程は、平成28年3月22日から施行し、平成28年2月1日から適用する。

附 則（平成28年3月22日理事会議決）

（施行期日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月28日理事会議決）

（施行期日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日理事会議決）

（施行期日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日理事会議決）

（施行期日）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日理事会議決）

（施行期日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月30日理事会議決）

（施行期日）

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

附 則（令和5年3月23日理事会議決）

（施行期日）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月26日理事会議決）

（施行期日）

この規程は、令和5年9月1日から施行する。

附 則（令和6年3月26日理事会議決）

（施行期日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第8条関係）

事務職給料表

（円）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600

38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	

75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		295,900	343,600			
95		296,200	344,100			
96		296,600	344,500			
97		296,800	344,700			
98		297,100	345,100			
99		297,500	345,500			
100		297,900	345,800			
101		298,100	346,100			
102		298,400	346,500			
103		298,800	346,900			
104		299,100	347,300			
105		299,300	347,800			
106		299,600	348,200			
107		300,000	348,600			
108		300,300	349,000			
109		300,500	349,500			
110		300,900	349,900			
111		301,300	350,200			

112		301,600	350,500				
113		301,800	351,000				
114		302,000					
115		302,300					
116		302,700					
117		302,900					
118		303,100					
119		303,400					
120		303,700					
121		304,100					
122		304,300					
123		304,600					
124		304,900					
125		305,200					

備考 この給料表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、非常勤（短時間勤務を含む。）の職員、臨時的に雇用される職員など他の規程に定めのある職員を除く。

別表第2(第8条関係)

医療職給料表(一)

(円)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	318,600	353,300	411,600	527,600
2	321,800	356,500	414,500	529,800
3	324,900	359,700	417,400	532,000
4	328,000	362,900	420,300	534,200
5	331,000	366,100	423,200	536,400
6	334,900	369,600	426,000	538,900
7	338,800	373,100	428,800	541,400
8	342,700	376,600	431,600	543,900
9	346,600	379,800	434,200	546,400
10	349,600	383,700	436,900	548,800
11	352,400	387,600	439,600	551,200
12	355,300	391,500	442,300	553,600
13	357,800	395,300	444,900	555,800
14	360,800	398,200	447,500	558,100
15	363,800	401,100	450,100	560,400
16	366,600	404,000	452,700	562,700
17	368,700	406,900	455,100	564,800
18	371,200	409,600	457,700	567,100
19	373,900	412,100	460,300	569,400
20	376,400	414,700	462,900	571,700
21	379,100	417,100	465,300	574,000
22	382,500	419,100	467,700	576,000
23	385,500	420,900	470,100	578,000
24	388,800	422,800	472,500	580,000
25	391,800	424,600	474,700	582,000
26	394,400	427,300	477,000	584,600
27	396,800	429,800	479,200	587,100
28	399,300	432,200	481,500	589,700
29	401,900	434,400	483,700	592,200
30	403,900	436,900	485,800	594,400

31	405,500	438,900	488,000	596,700
32	407,100	441,000	490,000	598,800
33	408,800	443,000	491,900	600,600
34	411,000	445,200	494,000	602,900
35	413,100	447,400	496,100	605,200
36	415,100	449,500	498,200	607,500
37	417,200	450,900	500,300	609,600
38	419,300	453,300	502,200	611,500
39	420,900	455,600	504,300	613,600
40	422,600	457,800	506,400	615,700
41	424,500	459,800	508,300	617,300
42	426,000	462,100	510,300	619,300
43	427,800	464,300	512,300	621,300
44	429,600	466,600	514,100	623,100
45	431,500	468,700	515,900	624,800
46	433,500	470,900	517,700	626,600
47	435,300	473,200	519,500	628,400
48	437,200	475,300	521,300	630,200
49	439,000	477,100	522,900	631,700
50	440,700	479,200	524,700	633,600
51	442,400	481,300	526,500	635,500
52	444,200	483,300	528,300	637,400
53	446,000	485,400	529,900	638,700
54	447,800	487,100	531,700	640,500
55	449,500	488,900	533,500	642,300
56	451,200	490,700	535,300	644,100
57	452,800	492,300	536,900	645,600
58	454,500	494,100	538,700	647,200
59	456,200	495,900	540,400	648,700
60	457,900	497,500	542,100	650,200
61	459,800	498,900	543,700	651,400
62	461,000	500,600	545,300	653,000
63	462,200	502,400	546,700	654,400
64	463,400	504,100	548,300	656,000
65	464,400	505,600	549,800	657,400
66	465,400	506,900	551,200	658,900
67	466,300	508,200	552,600	660,400

68	467,100	509,500	553,900	661,800
69	467,900	510,500	555,100	663,000
70	468,600	511,800	556,100	664,500
71	469,300	513,100	557,100	666,000
72	469,900	514,400	558,100	667,500
73	470,600	515,400	559,100	668,900
74	471,300	516,200	560,000	670,400
75	471,900	517,000	560,900	671,900
76	472,500	517,800	561,800	673,400
77	472,800	518,700	562,600	674,700
78	473,400	519,500	563,500	676,100
79	474,100	520,400	564,400	677,500
80	474,800	521,200	565,300	678,900
81	475,200	522,100	566,200	680,100
82	475,800	523,000	567,100	681,500
83	476,500	523,700	568,000	682,900
84	477,200	524,600	568,700	684,100
85	477,600	525,500	569,600	685,300
86	478,200	526,300	570,500	686,600
87	478,800	527,200	571,400	687,900
88	479,300	528,100	572,300	689,200
89	479,900	528,900	573,200	690,500
90	480,400	529,800	574,500	691,800
91	480,900	530,700	575,800	693,100
92	481,400	531,400	577,100	694,400
93	481,800	532,200	578,300	695,600
94	482,400	533,100	579,500	696,900
95	482,800	534,000	580,700	698,200
96	483,300	534,900	581,900	699,500
97	483,800	535,700	583,100	700,600
98	484,400	536,600	584,300	701,900
99	485,000	537,500	585,500	703,200
100	485,400	538,400	586,700	704,500
101	485,900	539,200	587,900	705,500
102	486,500	540,100	589,100	706,800
103	487,100	541,000	590,300	708,100
104	487,600	541,900	591,500	709,400

105	488,100	542,700	592,500	710,400
106			593,700	711,400
107			594,900	712,400
108			596,100	713,400
109			597,200	714,400
110			598,400	715,400
111			599,600	716,400
112			600,800	717,400
113			601,800	718,400
114			603,000	719,400
115			604,200	720,400
116			605,400	721,400
117			606,400	722,400
118			607,600	723,400
119			608,800	724,400
120			610,000	725,400
121			611,000	726,400
122			612,200	727,400
123			613,400	728,400
124			614,600	729,400
125			615,800	730,400
126			617,000	731,400
127			618,200	732,400
128			619,400	
129			620,500	
130			621,700	
131			622,900	
132			624,100	
133			625,200	

備考 この給料表は、病院に勤務する医師に適用する。

別表第3(第8条関係)

医療職給料表(二)

(円)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400
2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400
3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300
4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200
5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000
6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000
7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000
8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000
9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800
10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900
11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900
12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900
13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400
14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400
15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300
16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300
17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100
18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100
19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100
20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000
21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700
22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700
23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700
24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700
25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100
26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900
27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700
28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400
29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100
30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600

31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100
32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600
33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900
34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200
35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500
36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600
37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700
38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800
39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900
40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000
41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800
42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600
43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400
44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200
45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600
46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200
47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700
48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100
49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500
50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800
51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100
52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400
53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700
54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000
55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300
56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600
57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900
58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200
59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500
60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900
61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100
62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400
63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700
64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000
65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900	
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600	

68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400
86		290,700	326,500	347,300	
87		290,900	326,700	347,600	
88		291,100	327,000	347,900	
89		291,500	327,400	348,300	
90		291,700	327,800	348,600	
91		291,900	328,200	349,000	
92		292,100	328,600	349,300	
93		292,500	328,900	349,700	
94		292,700	329,100	350,000	
95		292,900	329,500	350,300	
96		293,200	329,800	350,600	
97		293,500	330,000	350,900	
98		293,700	330,300	351,300	
99		293,900	330,600	351,700	
100		294,200	330,900	352,100	
101		294,500	331,100	352,600	
102		294,700	331,400	353,000	
103		294,900	331,800	353,400	
104		295,200	332,000	353,800	

105		295,500	332,200	354,300		
106			332,400			
107			332,800			
108			333,000			
109			333,200			
110			333,600			
111			334,000			
112			334,400			
113			334,600			

備考 この給料表は、病院に勤務する薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士、介護福祉士、精神保健福祉士、管理栄養士及び栄養士に適用する。

別表第4(第8条関係)

医療職給料表(三)

(円)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800
2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800
3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800
4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800
5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800
6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900
7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900
8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900
9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400
10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400
11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300
12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300
13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200
14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200
15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200
16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200
17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100
18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100
19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200
20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200
21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900
22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000
23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100
24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100
25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000
26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600
27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400
28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200
29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900
30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600

31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500
32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200
33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900
34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600
35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400
36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100
37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700
38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400
39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200
40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000
41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200

68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100	
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800	
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400	
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100	
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600	
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200	
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700	
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100	
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700	
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200	
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500	
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800	
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300	
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700	
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000	
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300	
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800	
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300	
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700	
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000	
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400	
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900	
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300	
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700	
94	283,800	316,500	349,400	367,500		
95	284,700	317,200	350,100	367,900		
96	285,600	317,800	350,700	368,200		
97	286,200	318,300	351,100	368,800		
98	286,800	318,600	351,500	369,300		
99	287,400	319,200	352,000	369,800		
100	288,300	319,800	352,400	370,300		
101	289,100	320,200	352,900	370,900		
102	289,900	320,800	353,300	371,400		
103	290,700	321,400	353,800	371,900		
104	291,500	321,900	354,200	372,300		

105	292,100	322,300	354,500	372,900
106	292,600	322,800	355,000	373,400
107	293,100	323,300	355,400	373,900
108	293,500	323,800	355,700	374,400
109	293,700	324,200	356,200	375,000
110	294,000	324,600	356,700	375,400
111	294,200	324,900	357,200	375,900
112	294,500	325,200	357,700	376,400
113	294,800	325,500	358,200	377,000
114	295,000	325,900	358,700	
115	295,300	326,300	359,200	
116	295,500	326,600	359,600	
117	295,800	326,800	360,000	
118	296,100	327,100	360,400	
119	296,400	327,500	360,900	
120	296,700	327,700	361,400	
121	297,000	327,900	361,800	
122	297,400	328,200	362,300	
123	297,700	328,500	362,800	
124	298,100	328,800	363,300	
125	298,300	329,000	363,600	
126	298,500	329,300		
127	298,800	329,700		
128	299,200	329,900		
129	299,400	330,100		
130	299,700	330,300		
131	300,100	330,700		
132	300,500	330,900		
133	300,700	331,200		
134	301,000	331,600		
135	301,400	332,000		
136	301,700	332,400		
137	301,900	332,700		
138	302,200	333,100		
139	302,600	333,500		
140	302,900	333,900		
141	303,100	334,200		

142	303,500	334,600			
143	303,900	334,900			
144	304,200	335,300			
145	304,400	335,600			
146	304,600	336,000			
147	304,900	336,400			
148	305,300	336,800			
149	305,500	337,100			
150	305,700	337,500			
151	306,000	337,900			
152	306,300	338,300			
153	306,700	338,600			
154	306,900				
155	307,100				
156	307,400				
157	307,700				
158	308,000				
159	308,300				
160	308,600				
161	309,000				
162	309,300				
163	309,600				
164	309,900				
165	310,300				
166	310,600				
167	310,900				
168	311,200				
169	311,600				

備考 この給料表は、病院に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

別表第5(第8条関係)

福祉職給料表

(円)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	176,900	223,400	264,400	284,900
2	178,100	225,100	265,900	286,300
3	179,300	226,900	267,300	287,800
4	180,500	228,600	268,700	289,100
5	181,400	230,300	269,600	290,500
6	182,900	232,000	270,800	292,200
7	184,300	233,700	272,100	294,000
8	185,700	235,000	273,400	295,800
9	186,800	236,700	274,400	297,500
10	188,200	238,200	275,500	299,400
11	189,600	239,500	276,700	301,400
12	191,000	240,700	277,600	303,200
13	192,400	242,000	278,500	304,400
14	193,700	243,300	279,700	306,500
15	195,100	244,600	281,000	308,500
16	196,400	245,800	282,300	310,400
17	197,800	247,000	283,600	312,300
18	199,100	248,200	285,200	314,000
19	200,400	249,300	286,800	315,600
20	201,500	250,300	288,200	317,300
21	202,500	251,000	289,400	319,000
22	204,100	252,100	291,100	321,100
23	205,700	253,300	292,400	323,100
24	207,100	254,400	293,900	324,900
25	208,700	255,600	295,600	326,800
26	210,100	257,200	296,900	328,700
27	211,500	258,700	298,400	330,500
28	212,900	260,200	299,900	332,300
29	214,600	261,600	300,900	334,100
30	215,800	262,800	302,100	336,100

31	217,200	263,900	303,500	338,000
32	218,300	265,200	304,700	339,900
33	219,400	266,300	305,900	341,500
34	220,700	267,300	307,400	343,400
35	221,900	268,500	308,700	345,100
36	222,900	269,500	310,100	346,800
37	223,900	270,500	311,600	348,000
38	225,000	271,700	313,000	349,900
39	226,100	272,700	314,400	351,800
40	227,100	273,800	315,900	353,600
41	228,000	274,900	317,200	355,500
42	228,700	276,200	318,700	357,300
43	229,500	277,700	320,200	359,000
44	230,300	279,000	321,500	360,700
45	231,000	280,400	322,500	362,400
46	231,800	281,800	323,700	363,800
47	232,700	283,200	324,900	365,200
48	233,400	284,600	326,100	366,600
49	234,000	286,000	327,100	367,600
50	234,900	287,200	328,100	368,700
51	235,900	288,400	328,900	369,700
52	236,600	289,700	329,900	370,800
53	237,000	290,700	330,600	371,500
54	238,000	291,800	331,300	372,100
55	238,600	292,900	332,000	372,800
56	239,200	293,900	332,800	373,600
57	239,900	295,100	333,400	374,400
58	240,600	296,400	333,900	375,200
59	241,300	297,700	334,500	376,000
60	241,900	299,000	335,000	376,700
61	242,500	300,100	335,400	377,500
62	243,000	301,500	335,600	378,200
63	243,500	302,700	336,100	378,900
64	244,000	304,100	336,600	379,500
65	244,600	305,200	336,900	379,800
66	245,400	306,400	337,300	380,400
67	246,300	307,500	337,800	381,000

68	247,000	308,600	338,200	381,700
69	247,900	309,300	338,700	382,100
70	248,800	310,400	339,200	382,800
71	249,600	311,600	339,600	383,400
72	250,200	312,800	340,100	384,000
73	250,800	314,100	340,300	384,400
74	251,700	314,800	340,800	385,000
75	252,500	315,400	341,300	385,600
76	253,200	316,000	341,700	386,200
77	253,900	316,700	342,000	386,600
78	254,800	317,400	342,400	387,100
79	255,700	318,000	342,900	387,600
80	256,300	318,600	343,300	388,200
81	257,000	318,900	343,500	388,700
82	257,500	319,200	343,800	389,100
83	258,100	319,800	344,300	389,500
84	258,700	320,100	344,700	389,900
85	259,300	320,400	345,000	390,100
86	260,100	320,700	345,300	390,300
87	260,800	321,000	345,800	390,600
88	261,500	321,300	346,200	390,900
89	262,000	321,700	346,500	391,100
90	262,800	322,100	346,900	391,400
91	263,600	322,400	347,300	391,700
92	264,300	322,600	347,500	391,900
93	264,700	323,100	347,800	392,100
94	265,200	323,500		
95	265,700	323,700		
96	266,400	324,100		
97	267,100	324,500		
98	267,800	324,900		
99	268,500	325,300		
100	269,200	325,600		
101	269,600	325,800		
102	270,100	326,100		
103	270,500	326,400		
104	270,900	326,700		

105	271,100	327,100		
106	271,300	327,300		
107	271,600	327,600		
108	271,900	328,000		
109	272,200	328,400		
110	272,500	328,700		
111	272,800	329,100		
112	273,000	329,400		
113	273,300	329,700		
114	273,600	330,100		
115	273,900	330,400		
116	274,300	330,600		
117	274,600	330,800		
118	274,900	331,100		
119	275,300	331,500		
120	275,700	331,900		
121	275,900	332,100		
122	276,100			
123	276,500			
124	276,800			
125	277,000			
126	277,300			
127	277,700			
128	278,100			
129	278,300			
130	278,700			
131	279,100			
132	279,400			
133	279,600			
134	279,900			
135	280,300			
136	280,600			
137	280,800			
138	281,100			
139	281,400			
140	281,700			
141	281,900			

142	282,100		
143	282,300		
144	282,600		
145	283,000		
146	283,200		
147	283,500		
148	283,800		
149	284,100		
150	284,300		
151	284,600		
152	284,800		
153	285,100		

備考 この給料表は、病院に勤務する介護福祉士等の介護職（平成31年4月1日以降採用）、保育士に適用する。

別表第6（第8条関係）

級別標準職務表

	級	代表的な職
事務職	1・2級	主事等
	3級	主任主事等
	4級	主任等
	5級	係長等
	6級	課長等
	7級	事務長等
医療職（一）	1級	医員等
	2級	医長、医員等
	3級	副院長、医長等
	4級	院長等
医療職（二）	1～4級	薬剤師等
	5級	主任等
	6級	科長等
医療職（三）	1～3級	看護師等
	4級	主任等
	5級	看護師長等
	6級	看護部長等

福祉職	1～2級	介護福祉士等
	3級	主任等
	4級	科長等

備考 理事長が特に必要と認めたときは、上位又は下位の級に決定することができる。

別表第7(第25条関係)

役職手当額表

役職名	支給月額
院長	160,000円
副院長	100,000円
医長	70,000円
医員	50,000円
看護部長	40,000円
看護師長、科長、施設科長、室長(事務局及び地域医療連携室に限る。)	35,000円
主任(医療職(二)、医療職(三)及び福祉職の給料表を適用する者に限る。)	15,000円
事務長(事務局長兼務者)	50,000円
事務長(事務局次長兼務者)、課長	40,000円
主幹	35,000円
係長	15,000円